四日市NPO協会規約

1 目的

四日市NPO協会(以下「協会」と称する)は、四日市市内のNPOが連携することによって、NPOの力量向上と社会的影響力の強化を図るとともに、市民が行う自由な社会貢献活動を促進し、もって活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

注)NPO=民間非営利公益団体

2 事業

「協会」は目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 市民活動の拠点と連携したNPOを支援する事業
- (2) NPOの発信力を高める事業
- (3) NPOの政策提言力を高める事業
- (4) 地縁団体との連携による力強い市民セクターの形成に資する事業
- (5) 市民セクターの基盤を強化する事業

3 会員及び総会

- (1) 四日市市内で活動するすべてのNPOは、規模の大小、法人格の有無にかかわらず正会員 になることができる。
- (2) 会員は正会員(団体)、賛助会員(個人、団体)の2種類とする。
- (3) 会費は総会の議決により別に定める。
- (4)総会を少なくとも年1回行う。総会は、すべての会員に公開される。
- (5) 正会員の各団体は、規模の大小にかかわらず、総会において1票の権限をもつ。
- (6)総会の定足数は、正会員総数の2分の1とする。

4 運営委員会

- (1) 「協会」は、四日市市内のNPOによる運営委員会によって運営される。
- (2) 運営委員は、各NPOを代表する1名とする。
- (3) 運営委員は代理を認める。
- (4) 運営委員会は委員の互選により、会長及び副会長を選出する。「協会」の会長及び副会長 は、運営委員会の議長・副議長を兼ね、その任期は1年とする。
- (5) 運営委員会は、「協会」の目的を達するため、定例の会合をもつ。
- (6) 各委員は1票の投票権をもつ。意見が分かれる場合は、単純多数決で決する。可否同数の場合は議長が決する。
- (7) 定足数は運営委員総数の2分の1とする。
- (8) 運営委員会は公開とする。また議長の判断により、傍聴者は意見を述べることができる。
- (9) 運営委員のうち1名を監事とする。

5 事務局

- (1) 「協会」の運営のため事務局を設置する。
- (2) 事務局は「協会」の事業の記録、会計等のほか運営委員会に係る事務を行う。

6 規約の変更

- (1) この規約は毎年見直すものとする。
- (2) この規約の変更は、運営委員会の3分の2以上の賛成を必要とし、総会の承認によって確定する。